

**豊島区スポーツ振興計画
(報告書)**

ユニバーサルスポーツ社会に向けて

豊島区スポーツ振興計画策定委員会

目 次

第1章 豊島区スポーツ振興計画の基本的考え方	
計画の位置付け	(1)
計画の期間	(1)
スポーツ振興の基本理念	(1)
スポーツ振興の目標	(1)
1 プラン実現のための具体的目標	(1)
2 プラン実現のための方策	(2)
第2章 豊島区のスポーツ振興の現状と課題	
1 ひと	(3)
2 もの(うつわ)	(6)
3 情報化への対応	(7)
4 システムづくり	(8)
第3章 スポーツ振興施策の方向	
ひと	(10)
1 健康づくりのための施策の充実	(10)
2 新たなスポーツ人口拡大のための施策の充実	(10)
3 学校を核としたスポーツ活動の充実	(11)
4 すべての人達が継続的に行える拠点づくり	(11)
5 指導者・スポーツボランティアの育成及び活用	(12)
もの(うつわ)	(13)
1 スポーツ施設の再構築と新スポーツ施設の建設	(13)
2 公園等の活用	(13)
3 区立小中学校のスポーツ施設の活用推進	(14)
情報化の推進	(14)
1 スポーツ情報提供システムの充実	(14)
2 情報提供機関の拡大	(14)
システムづくり	(14)
1 総合型地域スポーツクラブの充実	(14)
2 既存スポーツ施設運営方法等の見直し	(15)

3	企業や区内大学、医療機関等との連携	(1 5)
第4章	スポーツ振興施策の体系	(1 6)
	基盤整備	(1 7)
	プロモーションシステム構築のための4つの局面	(1 7)
	1 さそう(アプローチ)	(1 7)
	2 出会う(マッチング)	(1 7)
	3 自立する(エンパワーメント)	(1 9)
	4 つながる(ネットワークキング)	(1 9)
第5章	スポーツ振興の重点施策	(2 0)
	総合型地域スポーツクラブへの育成支援	(2 0)
	スポーツ施設の建設	(2 1)
	スポーツ関係団体・体育指導委員等の連携システムの構築	(2 1)
	スポーツ指導者・スポーツボランティア	
	の育成支援・システムの構築	(2 1)
	スポーツ振興推進会議(仮称)の設置	(2 1)
	用語の説明	(2 2)

はじめに

21世紀を迎えて、少子高齢化社会の進展を踏まえ、高齢者や障害者も含めたすべての人に対する生きがい・健康づくりのための施策の充実があらゆる分野で求められています。豊島区では、区民の安全と安心を重点施策とし、福祉・教育を基本とした「ユニバーサルデザインの文化都市としま」創りに取り組まれています。

平成12年9月、文部省（現文部科学省）は地域におけるスポーツ環境の整備充実を大きな柱として、国民の誰もがそれぞれの年齢、技術、興味、目的に応じてスポーツに親しむことのできる生涯スポーツ社会を実現することを目標に、「スポーツ振興基本計画」を策定しました。

さらに、東京都が平成14年7月に発表した東京都スポーツ振興基本計画「東京スポーツビジョン」にもあるように、子どもから大人まで、高齢者や障害者を含むすべての人に対するスポーツ参加機会を拡大し、身体活動を通じた生きがい・健康づくりやコミュニティ形成に果たすスポーツの役割が改めて注目され、その振興施策に大きな関心が寄せられています。

スポーツ振興法には「基本的計画を参しゃくして、その地方の実情に即したスポーツの振興に関する計画を定めるものとする。」とあります。このことをふまえ豊島区では、すべての区民が健康で豊かな生活を送るため「だれでも、いつでも、どこでも、気軽にスポーツ活動を実践できる」生涯スポーツ社会の実現を目指して「豊島区スポーツ振興計画」を策定することとなりました。

計画の策定にあたっては、平成13年5月に区民、スポーツ団体等の委員で構成された「豊島区スポーツ振興計画策定懇談会」を設置するとともに、平成14年1月には『豊島区民の運動やスポーツに対する意識と活動の状況に関する調査』の実施と、中間のとりまとめがなされました。

平成15年10月から区民より一般公募での委員を含め「豊島区スポーツ振興計画策定委員会」が設置され、中間のまとめを基にしてさらに皆様の意見をいただき、ここに豊島区のスポーツ振興の目標・方向性・具体的な方策を示した「豊島区スポーツ振興計画」を策定いたしました。

今日では、国民医療費の増大・少子高齢化など健康で豊かな生活の必要性が問われています。保健や医療、生涯学習との連携を図りながら、この計画が豊島区のスポーツの基盤となり、できるだけ早期に実施されることで区民の皆さまを中心に広くスポーツ活動が行われるよう心から願っております。

スポーツ振興計画策定委員会
委員長 松尾 哲矢

第1章 豊島区スポーツ振興計画の基本的考え方

．計画の位置付け

スポーツ振興計画は、新たに策定された豊島区基本構想並びに現在策定中の、豊島区基本計画のスポーツ振興分野別計画として位置付けられ、スポーツ関連施策全般を全庁的な取り組みとして推進するプランとします。

また、スポーツ振興法第4条に基づき、国の「スポーツ振興基本計画」を参考にして、池袋という副都心を持つ反面、巣鴨のような歴史ある町並みを有する豊島区で、それぞれの地区の特徴を生かし、すべての区民のニーズに応える豊島区独自のスポーツ振興計画とします。

．計画の期間

このプランの計画期間は、平成17年度から平成26年度までの10年間とします。

．スポーツ振興の基本理念

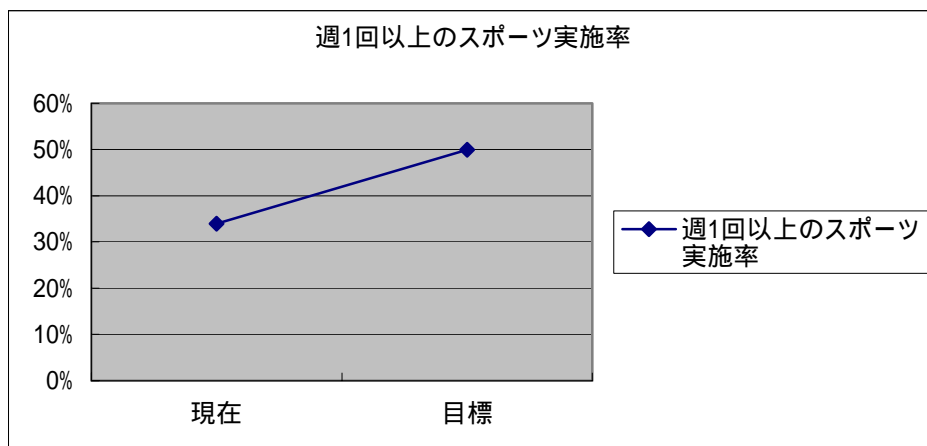
区民のだれもがスポーツ活動の主角として、生涯にわたって躍動的に生活できる環境を整備し、スポーツ活動から得られる感動と、そこから広がるスポーツの輪を中心とした新しいコミュニティの創造を図ることにより、健康で、明るい生涯スポーツ社会を目指します。

．スポーツ振興の目標

1．プラン実現のための具体的目標

(1) 豊島区民のスポーツ実施率(週1回以上)を34%から50%に高めます。

(2) 全ての区民が、「さそう」・「であう」・「自立する」・「つながる」という流れの中で、自立したスポーツライフの基盤を構築させます。



2 . プラン実現のための方策

本プラン実現のための具体的な取り組みは、基本計画との整合性を図り財政収支見通しを勘案し、スポーツ振興計画の実施計画を策定して、3年ごとにローリングしながら進めていきます。

第2章 豊島区のスポーツ振興の現状と課題

1. ひと

(1) 健康づくり

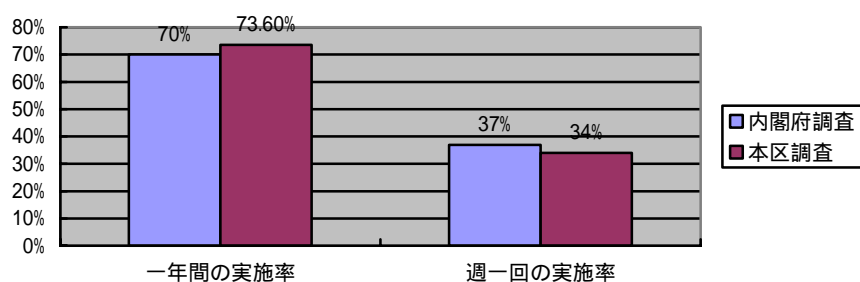
生活様式の変化、交通の利便性などにより運動する機会の減少がみられます。豊島区では、保健医療協議会において策定している「豊島区健康推進プラン21」の中で、健康目標実現に向けた取り組みとして地域の健康運動施設の積極的利用や地域スポーツクラブ活動の組織化、活性化を支援するという方策などが重要とされています。

そのため、豊島区スポーツ振興計画も、生活習慣病の予防など区民の健康づくりにスポーツの果たす役割は大きく、健康スポーツの需要は特に増大しています。

(2) スポーツ人口の拡大

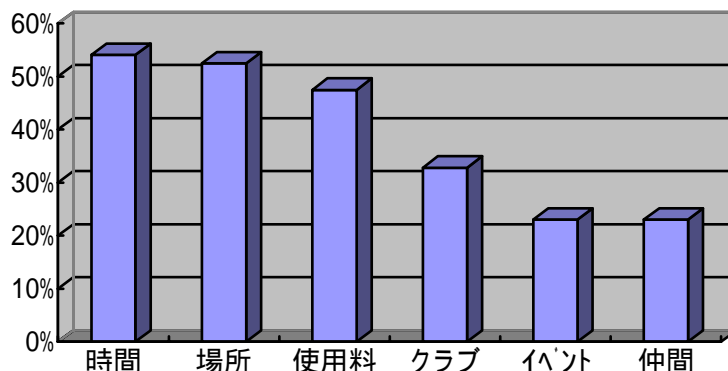
『体力・スポーツに関する世論調査』（平成12年度総理府、現：内閣府）によると、この一年間で何らかのスポーツを行った20歳以上の人は70%であるものの、週に一回以上継続的にスポーツを行っている人の割合は37%となっています。

また、『区民スポーツ調査』においても、ほぼ同等の結果（一年間でなんらかのスポーツを行った人の割合73.6%、週一回以上のスポーツ実施率34%）となっています。



「一年間及び一週間あたりのスポーツ実施率」

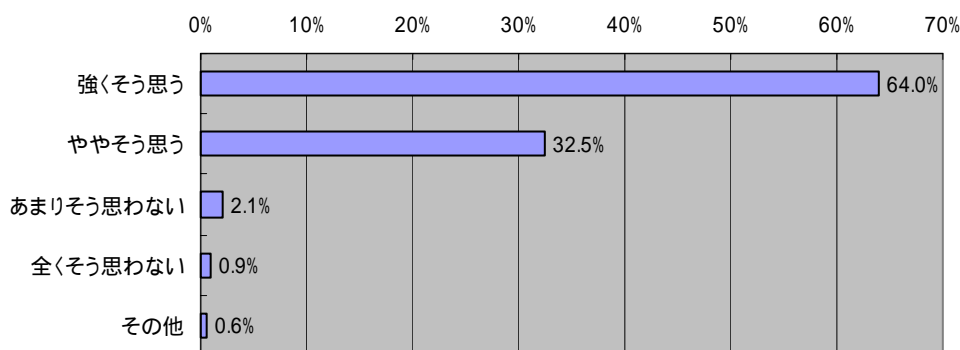
『区民スポーツ調査』においては、スポーツ活動を一年間全く行わなかった人が初めて行うための条件として「時間的に余裕がもてれば」(54.1%)、「気軽に楽しめる場所があれば」(52.5%)、「スポーツ施設の利用料が安くなれば」(47.5%)が上位にあげられており、気軽にスポーツを行える環境の整備が求められています。



「スポーツ活動を一年間全く行わなかった人が初めて行うための条件」

豊島区の世代別スポーツプログラムの実情としては、児童館、ことぶきの家などでそれぞれ児童や高齢者を対象とした体操やダンス教室等を行っています。また、体育協会やレクリエーション協会においても、それぞれ世代別の教室が行われています。

しかしながら、「区民スポーツ調査」において「健康を維持するために適度な運動をすることが重要である」と答えている人が96.5%にのぼるのに対し、週一回以上のスポーツ実施率は34%にとどまっており、運動の必要性に対する意識の高さとは裏はらに定期的実施率は高いとは言えず、スポーツを行うきっかけづくりと継続性を促す施策が必要となっています。



「健康を維持するために適度な運動をすることが重要ですか。」

(3) 区立中学校部活動の状況

本区における平成16年4月現在の中学校部活動の状況は、下表のとおりです。区立中学校教員の高齢化（平均年齢46.0歳、平成16年9月1日現在）や学級設置数の減少などから運動部の顧問や指導者が不足しがちです。

また、学校の小規模化や、生徒数の減少から部員数も減っており、野球部などの団体競技は、単独でチーム編成のできない学校が増えています。

運動部の活性化には、地域との連携が不可欠となっています。

単位：人

指導者		人数	率	生徒		人数	率
指導者 (教員)	体育系	108	56.5%	部活動加入生徒数	体育系	1,699	64.2%
	文化系	72	37.7%		文化系	714	27.1%
計		180	94.2%	計		2,413	91.3%
区立中学校教員数		191		区立中学校生徒数		2,648	

* 区立中学校教員数は H16.9.1、生徒数は H16.6.1 現在

* 部活動指導者数(教員) 加入生徒数は H16.7.1 現在

(4) 指導者・コーディネーターの確保

スポーツ振興法に基づく「体育指導委員」は、行政、地域活動等への協力、スポーツ情報の収集・提供、区民ニーズの把握、事業の企画、運営に対する指導、助言等を職務として活動しています。スポーツ活動へのニーズが多様化する中、新たな体育指導委員の確保や資質の向上に努め、地域スポーツ活動のコーディネーターとしての役割が求められています。

『区民スポーツ調査』によると、スポーツを一年間まったく行わなかった人が初めてスポーツを行うための条件として「専門的指導を受けることができれば」と答えた人は 19.7%います。また、スポーツクラブや同好会に加入する条件として「専門的指導を受けることができれば」と答えた人が 20.8%います。

このことから、質の高い指導技術を有する指導者に対する需要は高まっているといえます。

また、区民が必要とする指導者の情報についても、情報提供のシステムが構築されていないため、情報を的確に提供できないといった現状があります。そこで、豊島区体育協会の登録指導者のみならず、地域における潜在的な指導者の発掘や活用と区民への情報提供システムの施策が急務となっています。

豊島区体育協会加盟団体のスポーツ指導者等

	所属連盟等公認指導者	(財)日本体育協会公認						その他	所属連盟等公認審判
		*スポーツ指導員			*コーチ				
		A級	B級	C級	A級	B級	C級		
男	245	0	5	23	0	1	3	6	161
女	27	0	14	61	1	0	3	1	15
小計	272	0	19	84	1	1	6	7	176
合計	272	103			8			7	176

* スポーツ指導員、コーチの定義については別紙《参考資料1》参照

2. もの(うつわ)

(1) 時代の要請、区民の要望に応えた施設のあり方

スポーツ施設の再構築

豊島区の体育施設は、昭和40年代に建設された施設が多く、築後30年を超えているものが多くなっています。【豊島プール(昭和40年)、豊島体育館(昭和42年)、総合体育場・管理棟(昭和43年)、巣鴨体育館(昭和47年)】そのため、池袋スポーツセンター、雑司が谷体育館以外は、老朽化により施設の一部改修が必要であると同時に、車椅子の対応、段差の解消、トイレ・シャワー室の整備、エレベーターの設置など障害者や高齢者にも利用しやすい施設の対応が急務となっています。

「区立の体育施設、学校開放施設」

体 育 施 設			
	施 設 名	施 設 内 容	開設年月日
1	豊島体育館	競技場	S42.9.16
2	巣鴨体育館	競技場、温水プール、トレーニングジム	S47.12.17
3	雑司が谷体育館	競技場、温水プール、体育室	S62.10.1
4	池袋スポーツセンター	温水プール、トレーニングジム、武道場、フィットネススタジオ	H11.7.1
5	西池袋温水プール	温水プール、トレーニングジム	H5.4.29
6	総合体育場	野球場、テニスコート、体育室、弓射場(和・洋)	S23.10.1
7	西巣鴨体育場	テニスコート、弓射場(洋)、多目的広場	S59.2.1
8	荒川野球場	野球場	S52.11.12
9	三芳グラウンド	野球場、運動場、テニスコート	H6.4.15
10	豊島プール(休止中)	屋外プール	S40.7.11

学 校 開 放 施 設	
体 育 館	全小・中学校(千川、真和中学校を除く)
校 庭	全小・中学校

豊島区の、スポーツ施設の設置計画については、昭和57年11月に策定された豊島区基本計画(昭和58～67年度)においては「全区を5地域に分け、各地域に体育館を1館ずつ建設する。」(5館構想)としました。

しかしながら、区の財政状況から、平成9年1月に策定した豊島区基本計画では具体的な施設数には触れず「温水プール、武道場などを備えた(仮称)スポーツセンターを設置する。」とし、これに基づき平成11年に池袋スポーツセンターが開設されました。

このように、昭和57年の基本計画で5館構想が策定された頃と現在では社会情勢、区としての公共施設整備に対する考え方も大きく変化しており、スポーツ施設についても計画の再構築が必要になっています。

新たなスポーツ・レクリエーション施設（野外施設等）設置の必要性

豊島区は、副都心池袋をかかえた人口高密な都市であり住宅が密集し、思いっきり体を動かせる野外運動施設が少ない状況にあります。また、日常生活圏を離れて、共同生活体験、自然体験をする機会は、子どもの健全育成や生活のうるおい、さらには、環境教育の意味でも大変重要です。

しかしながら、区内には都立公園をはじめ大規模公園が一つもなく、多目的に運動できる空間が不足しています。

また、屋外施設について区内には、総合体育場（野球場 2 面、庭球場 4 面）及び西巢鴨体育場（庭球場 2 面、多目的広場）がありますが、いずれも種目が限定されており、多目的広場においても狭あいで様々な競技を行うことができません。

さらに、区外には、埼玉県三芳町にある三芳グラウンド（野球場 2 面、庭球場 6 面、運動場）荒川野球場（野球場 2 面）がありますが、交通の便がよくないこともあり、平日の利用が伸び悩んでいる状況にあります。

そこで、学校跡地を活用して野外活動ができる施設の整備が求められています。

区立小・中学校改築に伴う地域開放施設の整備

教育委員会では、「豊島区立小・中学校の適正化 第一次整備計画」（平成 9 年 1 月策定、平成 13 年 9 月改訂）に基づき豊島区立小・中学校の適正配置を進めています。学校連携から、学校融合という流れの中で小中学校の適正配置にともなう学校跡地や余裕教室の有効利用、さらには、統合による改築や校舎の建替えなどの際に、小・中学校の学校施設を地域の住民が利用しやすいよう学校内を通ることなく体育館に直接入退場できる入口を設けたり、活動後に集える談話室を設置したりするなど、地域開放型として整備することが求められています。

3. 情報化への対応

（１）スポーツ情報提供システムの導入

IT化が様々な分野で進むなか、スポーツの分野においても、東京都を始め 23 区でインターネットを活用した施設案内や予約方法が導入され始めています。

豊島区においては、広報誌をスポーツ施設や区内のコンビニエンスストアに置いたり、新聞の折り込に入れたりするなど、スポーツ情報を提供していますが、区民に十分に行き届いていないのが現状です。

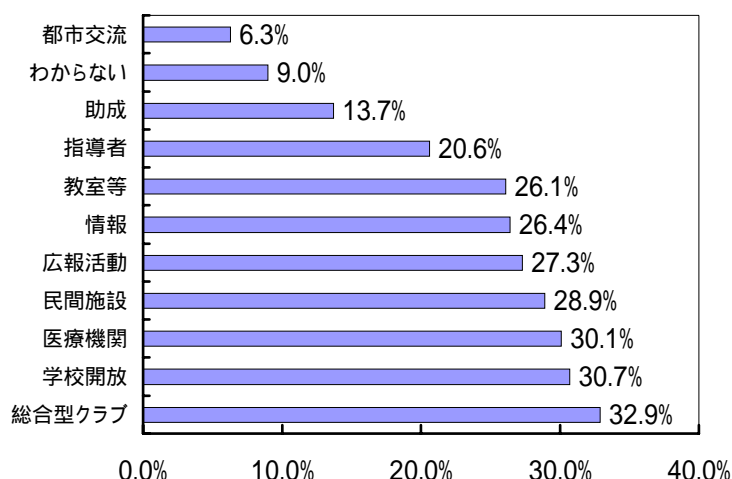
また、予約・申請や利用料の払込みなどについても施設ごとに取り扱いが異なるケースもあり、利用者にとって利用しやすく分かりやすいシステムづくりと IT 化を進めていく事が必要です。

4. システムづくり

(1) 総合型地域スポーツクラブの必要性

豊島区におけるスポーツ活動の実態は、『区民スポーツ調査』においても、スポーツに関心がある人と、なんらかの理由でスポーツ活動のできない人との差がはっきりしていると言えます。とくに潜在的スポーツ人口は、『区民スポーツ調査』のアンケート結果からもかなりの数であると予想されます。

また、スポーツクラブや同好会の加入状況について、77.9%の人が加入していないと答えています。加入していないと答えた人のうち50.5%の人が「近くにスポーツクラブやスポーツ施設があれば」と答えています。「生涯スポーツ」を振興するための施策として第一位が「総合型地域スポーツクラブの育成」(32.9%)、第二位として「学校体育施設の開放・整備」(30.7%)となっています。



「生涯スポーツを振興するための必要な施策」

以上のことから、活動場所として地域住民に身近で、大人も使用できる施設である学校等を拠点として、区民の誰もが、それぞれの体力や年齢、技術、興味、目的に応じて、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会の実現のため、総合型地域スポーツクラブの設立が求められています。

(2) スポーツ施設の運営委託方式の転換

現在、池袋スポーツセンターを除き体育施設は(財)豊島区コミュニティ振興公社に委託しています。今後は区民サービスの向上を図るとともに経費節減のため、指定管理者制度を導入し、民間事業者を含めた団体などに、管理代行を任せ民間活力の導入を進めていかなければなりません。

(3) 区立スポーツ施設の個人公開等の実施方法

区立スポーツ施設の個人利用、スポーツ教室について、利用者数は種目によりばらつきがあるとともに、限られた人(リピーター)の利用が多く、種目によっては定員に達しない、新規利用者が加わりにくいという意見も聞かれます。そのために、広報・宣伝方法や初心者などに対する受入体制の見直しが必要になっています。

また、団体貸し切りでは区民大会や団体の振興として、豊島区や関係団体等が主催している事業を優先的に確保するため、希望の多い土・日・祝祭日に公開抽選で利用できる枠が限られています。そのため、優先的に会場を確保する事業のあり方を検討する必要があります。

(4) 企業、大学、体育協会等との連携の必要性

豊島区は副都心としての特性から、スポーツ施設の長時間営業等を望む声も多くなっていますが、区立の体育施設だけでその需要を満たすことは困難です。そのため、地域住民の豊かなスポーツ活動を推進するために、区内の企業、大学、体育協会との連携を強化し、企業、大学等のスポーツ施設の活用や指導者の派遣を進めていかなければなりません。

(5) スポーツ振興推進会議(仮称)の必要性

区民の要望を的確に把握し、スポーツ振興に関する課題の検討や効率的な事業運営を図るため、スポーツに関する学識経験者や区民代表等により構成されるスポーツ振興推進会議(仮称)の設置を検討することが必要です。

第3章 スポーツ振興施策の方向

．ひと

1．健康づくりのための施策の充実

(1)健康運動推進事業の充実

池袋スポーツセンター、新たに建設される西部スポーツセンター（仮称）、東部スポーツセンター（仮称）を拠点として健康づくりの機会を拡大するため、スポーツドクターによるカウンセリングを行い、それに基づいて運動メニューを作成する健康運動推進事業を充実させます。

また、介護予防の観点から保健所や医療機関その他関係機関と連携し、区民一人ひとりの体力に応じ、身近に参加ができる健康づくり教室やセミナーを実施します。例えば、寝たきり生活にならないよう”パワーリハビリ”（高齢者筋力トレーニング事業）や転倒予防トレーニングなどを実施します。

(2)ユニバーサルデザインによる施設整備

障害者や高齢者をはじめ全ての区民のスポーツ活動参加の機会を拡大するため、関係部署と連携をとりながら障害の程度や体力等に合わせ、障害者、健常者も一緒に利用できる施設を整え、事業の実施を支援していきます。

また、これらの施設の案内板を外国語で標記したり、外国語のパンフレットを用意したりするなど、外国人も利用しやすい施設の整備に努めます。

2．新たなスポーツ人口拡大のための施策の充実

(1)ユニバーサルスポーツの推進

ユニバーサルスポーツとは、高齢者も障害者も子どもも女性も男性もすべての人々が人種や年齢、身体的条件に関わりなく、興味や関心に応じて誰もが参加できるスポーツのことです。これからは、参加する人にあわせたルール作りや、使用する道具を多様化するなどして、高齢者や障害のある人、スポーツがあまり上手にできない人も一緒にスポーツを行えるように、競技的な大会やコミュニケーションを重視した交流型の大会を行えるような、ユニバーサルスポーツを推進します。

(2)子ども達の遊び場の充実

次代を担う子ども達の健全育成や体力向上、スポーツをする機会を増やすため、全児童クラブとの連携を図りながら学校の校庭を活用して、小学校に通う前の子どもから小学校を卒業した子ども達も気軽に集まること

ができる環境づくりを進めます。

また、子どもが安全に活動でき、スポーツの楽しさやコミュニティの活性化を進めるために、地域のスポーツ指導者を配置し、小学校ごとにサッカー教室や野球教室などの教室を行います。

(3) 多様な志向に応じたスポーツの推進

スポーツ・レクリエーション大会等、親子で行える種目や、家族で参加できる大会の充実につとめ、スポーツを通じて家族が交流できる場を増やします。

また、姉妹都市である秩父市との交流親善試合や、近隣区で行う城北地区大会のように、都市間スポーツ交流事業の充実を図り、地域の連帯感を養いながらスポーツ人口の拡大を図るなど、様々な区民の志向に応じたスポーツを展開します。

3 . 学校を核としたスポーツ活動の充実

小学校クラブ活動、中学校部活動への支援

学校のクラブ活動や部活動の維持向上策として、種目の充実と外部指導者の充実に努めます。外部指導者導入の積極的推進と充実を図り、生徒の多様なニーズに応えられるための環境整備を図ります。

4 . すべての人達が継続的に行える拠点づくり

総合型地域スポーツクラブ

中学校を核として、完全学校週5日制実施にあたり中学生の活動場所づくり等のため実施している「中学校地域スポーツクラブ」の会員の増加と競技種目等の充実を図り、地域住民の自主運営による総合型スポーツクラブに発展させていきます。

また、今後は中学校だけでなく、新たに建設されるスポーツ施設を拠点としたスポーツクラブを立ち上げるなど、様々なタイプの総合型スポーツクラブを育成支援していきます。

クラブ名	項目	15 年度	16 年度
西巢鴨中学校 SC	種目	・野球・フットサル ・バレーボール	・野球・ソフトボール・フットサル ・バレーボール・空手
	会員資格	・西巢鴨中学校生徒・近隣小学生 3 ～6 年生・西巢鴨中学校卒業生	・西巢鴨中学校生徒・近隣小学校 1～6 年生（小学 1.2 年生は保護者同伴）・地域住 民
	活動日	毎月第 2.4.5 土曜日	
	活動時間	12：00-17：30	8：30-18：00
	会員数	103 名	129 名
道和中学校 SC	種目	・バスケボール・硬式テニス	
	会員資格	・道和中学校生徒・近隣小学校 4～6 年生・14 年度会員の卒業生	・道和中学校生徒・近隣小学校 3～6 年生・中学校卒業生
	活動日	土曜日(月 2～3 回)	毎週土曜日
	活動時間	9：00-11：00	
	会員数	88 名	97 名
千早中学校 SC	種目	・バスケボール・サッカー(フットサル)	
	会員資格	・中学校生徒・近隣小学校 4～6 年生	・近隣中学校生徒・近隣小学校 4～6 年生・中学校卒業生
	活動日	土曜日(月 2～3 回)	
	活動時間	10：00-12：00	
	会員数	65 名	34 名

「中学校地域スポーツクラブ平成 15・16 年度活動状況」H17.1.12 現在

5 . 指導者・スポーツボランティアの育成及び活用

(1) 体育指導委員の活用

地域でのスポーツ活動の推進や地域スポーツクラブのコーディネーターとして活躍している体育指導委員を、定期的な研修の実施と相互の情報交換の場を設けて、更に資質の向上を図り、区民のスポーツ活動全般にわたるコーディネーターとしての役割を充実させていきます。

また、体育指導委員はスポーツ振興計画の推進役として、地域住民のニーズを把握し、地域と区のパイプ役としてアドバイスすると共に、住民と一体となってスポーツやレクリエーション事業の展開を行いスポーツ振興計画の事業を推進していきます。

(2) 指導者の確保

競技指導者及び生涯スポーツ指導者の人材育成やスポーツボランティアの養成を推進し、例えば、ボランティアによるスポーツサポーター制を導入して、その人材をスポーツ教室、個人公開事業に活用するとともに、学校、スポーツ愛好者や団体、グループなどからの派遣依頼にも応えられる体制づくりを目指します。

また、指導者の資質を向上させるため大学などと連携をとってゼミナール方式や大学院方式の指導者養成講習会等を実施し、目的、用途に応じた自立した指導者を育成するシステムを作り上げます。

生徒の部活動に対する要望に応えることができない学校に、部活動の指導者を派遣するための外部指導者登録制度を設け、いつでも指導者が

派遣できる体制を整えるとともに、その外部指導者の評価システムを構築させます。

．もの（うつわ）

1．スポーツ施設の再構築と新スポーツ施設の建設

トレーニングジム、プール等が設置され、健康増進施設の機能を有する総合スポーツ施設を配置します。総合スポーツ施設の配置は、池袋スポーツセンター・雑司が谷体育館を中央部施設と位置付け、東部地域、西部地域にそれぞれ1ヶ所ずつ整備し、その他、多目的に利用できる野外スポーツ施設を1ヶ所整備します。

また、スポーツ施設建設や改修の際には、PFI等新たな民間活力の活用方法について検討するとともに、区民や利用者の意見を反映させるシステム作りを確立し、情報公開やパブリックコメントなどを利用して、誰でも利用しやすい施設づくりを目指します。

	名称	建設予定地	施設の主な内容（予定）	備考
新規	(仮称)東部スポーツセンター	朝日中学校跡地 敷地面積 4,681 m ²	・体育館（観客席付） ・プール・スタジオ、トレーニングルーム、 会議室・テニスコート・多目的広場	朝日中学校は、平成13年3月閉校。
	(仮称)西部スポーツセンター	長崎中学校跡地 敷地面積 13,007 m ²	・体育館（観客席付、公式大会可能） ・プール（観客席付公認プール） ・スタジオ、トレーニングルーム、会議室	長崎中学校は、平成18年3月閉校予定。
	(仮称)野外スポーツ施設	第十中学校跡地 敷地面積 16,178 m ²	・夜間照明付多目的グラウンド ・周回ランニングコース・クラブハウス	平成16年3月閉校。
改築	総合体育場管理棟 グラウンド人工芝	総合体育場	・クラブハウス・グラウンド人工芝の改修	

廃止施設

- 豊島体育館・・・ (仮称)西部スポーツセンター整備後、廃止し、自転車駐車場及び今後想定される福祉基盤整備の用地として活用する。
- 豊島プール・・・ (仮称)西部スポーツセンター整備後、廃止し、西椎名町公園として整備する。
- 巣鴨体育館・・・ (仮称)東部スポーツセンター整備後、廃止し、巣鴨図書館拡張用地としての活用を検討する。
- 西巣鴨体育場・・・ (仮称)東部スポーツセンター整備後、廃止し、福祉基盤整備用地として活用する。

2．公園等の活用

『区民スポーツ調査』においても、「ウォーキング・散歩」が一番行いたい運動・スポーツとなっています。このことから既存の公園や公園と公園（児童遊園）とを緑道等で結ぶなど、軽いスポーツやウォーキング等ができ、誰もがいつでも気軽に楽しむことのできる「健康運動ひろばネットワーク」を検討し

ます。

また、新しい総合スポーツ施設建設にあたっては、区民一人ひとりが「健康は自らが守り、つくる」という自覚を持てるように、気軽に散歩やウォーキング等を楽しむことのできるスペースを、敷地内に確保することを検討します。

さらに、広々とした公園づくりを進めて行く中で、公園内で火が使えるデイキャンプなどの自然体験ができ、災害時には炊き出しも可能な野外活動型公園の創出を検討します。

3. 区立小中学校のスポーツ施設の活用推進

区立小中学校の建替えの際、学校教育に配慮しつつ総合型地域スポーツクラブの活動の場として、設計段階から開放施設としての機能を取り入れるなど、学校施設と地域が利用する施設の二面性を兼ね備えた施設を検討します。

また、既存の小中学校に関しては校舎内を、児童生徒が使う空間と、社会教育で使う空間とで機能的に区分して、開放施設としての通用口の設置や、余剰教室を談話室やダンスや体操教室などを行えるように検討します。

. 情報化の推進

1. スポーツ情報提供システムの充実

ホームページによるスポーツ団体紹介・大会情報・指導者情報等の提供システムや、スポーツに関する相談ができるシステムを構築するとともに、区民が手軽にスポーツ情報の検索ができるよう各スポーツ施設にパソコンを配置するとともに、スポーツ施設予約等の情報基盤の整備を検討します。

2. 情報提供機関の拡大

情報を発信する機関を拡大するために、スポーツ情報の提供等を行うボランティアやNPO法人等を活用し、区民に対して常に新しいスポーツ情報の提供ができるよう努めます。

. システムづくり

1. 総合型地域スポーツクラブの充実

(1) ソフト面の充実化

中学校地域スポーツクラブを平成 14、15 年度に、西巣鴨中学校、道和中学校、千早中学校の 3 校で設立しました。振興計画の基本理念である生涯スポーツ社会を実現するうえで、PTA や青少年団体、町内会など様々な地域団体と連携し、参加者や種目の充実を図り、スポーツ活動のみならず、健康づくりやレクリエーション・文化活動も加えて、中学校地域スポーツクラブを充実させ、総合型地域スポーツクラブへの発展をはかります。

また、クラブ実施校を小中学校や新しく建設されるスポーツ施設に増やし、身近にスポーツができる機会を増やしていきます。

(2) ハード面の充実化

スポーツクラブの活動拠点となるクラブハウスについては、会員が活動前後に気軽に立ち寄ることができ、情報交換の場・交流の場を兼ね備えた施設が理想的であるため、活動拠点内にあることや隣接していることが必要不可欠です。今後、学校の改修が予定されている中学校においては、学校施設と地域の施設の二面性を兼ね備えた開放施設としての機能を取り入れるよう検討します。他の小中学校においては、余裕教室の利用などの検討を行います。

また、新たに建設されるスポーツ施設を基盤としたスポーツクラブや学校を基盤としたスポーツクラブとの機能的連携を図ります。

2. 既存スポーツ施設運営方法等の見直し

指定管理者制度の導入・評価

スポーツ施設の管理・運営は、現在一部の施設を除いてコミュニティ振興公社に委託していますが、平成 15 年 6 月に地方自治法が改定され、公の施設管理は、地方自治体が指定する指定管理者に代行させることができるようになりました。

この指定管理者制度は、管理主体の範囲を民間事業者などに広げることで、住民サービスの向上と行政コストの縮減を図ることを目的としており、この制度を導入することにより、地域の振興と活性化につながることを期待されています。

そこで、スポーツ施設の管理・運営については、早急に指定管理者制度を導入して、区民スポーツの振興と健康増進の進展に努めます。

また、サービスの内容については指定管理者から提出された報告書に基づいて「管理評価委員会（仮称）」によって検証していきます。

3. 企業や区内大学、医療機関等との連携

区内にある民間スポーツ施設、大学、企業に、区民大会やスポーツ教室の際に指導者の派遣や、施設を利用させてもらうなど、その指導能力と施設を区民のスポーツ育成に活用します。

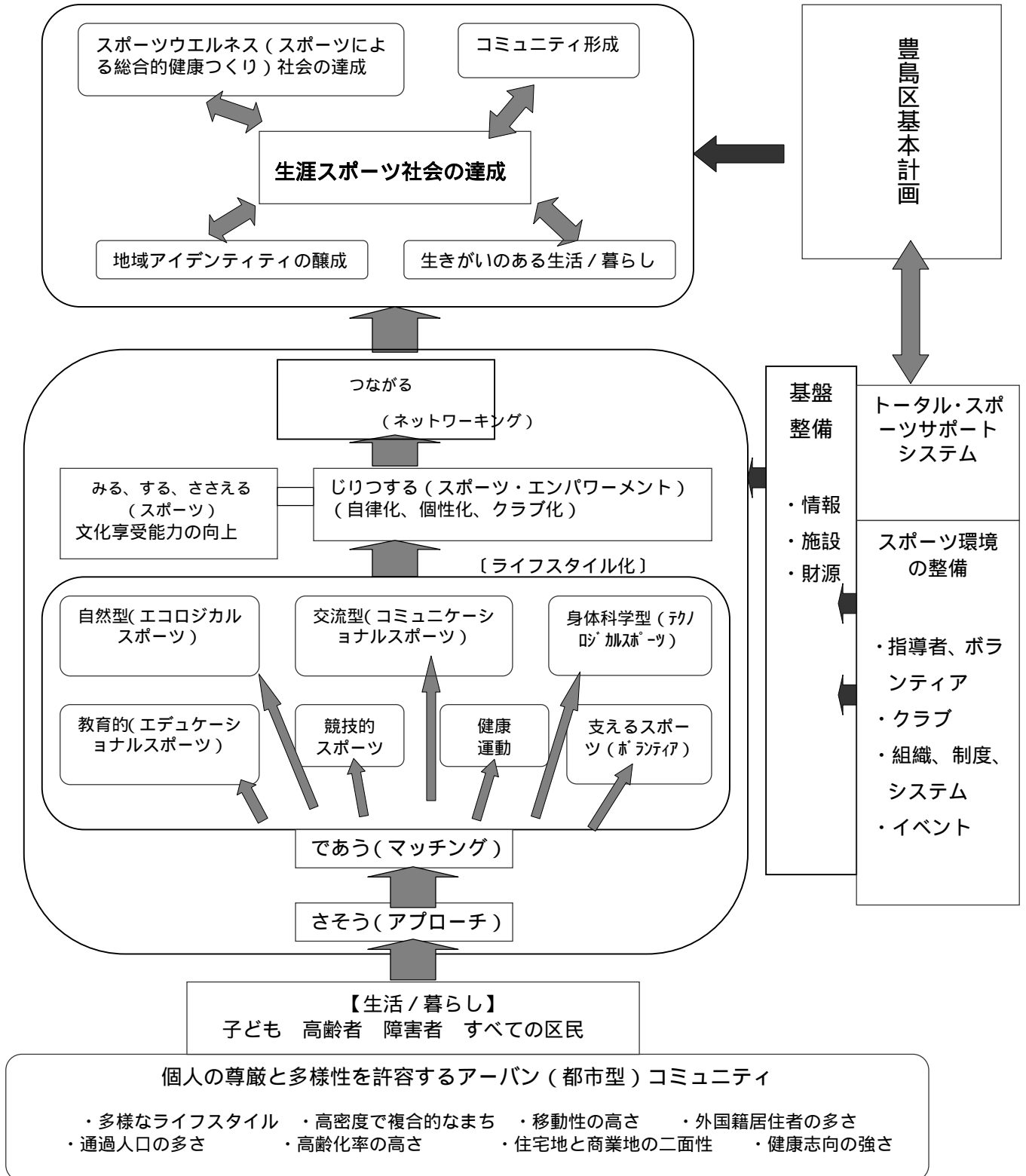
さらに、地域住民のより豊かなスポーツ活動を推進するために、民間スポーツ施設、大学、企業、医療機関と協定を結びネットワーク化を図り、スポーツに関する一般区民向け講座・教室等を充実させ、区民に満足のいくようなスポーツを提供します。

また、医療機関の専門的な指導者のもとで、生活習慣病予防改善や運動処方に基づいたトレーニングのプログラムや指導を充実させます。

第4章 スポーツ振興施策の体系

生涯スポーツ・レクリエーション活動の振興に向けた豊島区トータル・スポーツ・プロモーション・システム (Total Sport Promotion System) を構築させます。

図 豊島区トータル・スポーツ・プロモーション・システム



・基盤整備

- ・ スポーツ施設の再構築と新スポーツ施設の建設
- ・ 新スポーツ施設の建設及び事業運営における PFI 及び NPO 法人等の導入
- ・ 既存スポーツ施設の運営方法の見直し

・プロモーション・システム構築のための4つの局面（フェーズ）

1．さそう（アプローチ）：（啓発事業、情報の提供）

潜在的なスポーツ層をさそい、活動者を増やす。

- ・ 地域における学校部活動の受け皿づくりの推進
- ・ スポーツ情報提供システムの構築
- ・ 総合型地域スポーツクラブの支援

2．出会う（マッチング）

多様なスポーツとの出会いを促進する指導者養成、イベント、スポーツ交流の推進

（1）健康運動

- ・ ウォーキング、ジョギング、体操など軽い運動の普及
- ・ 保健所、医療機関との連携
- ・ スポーツドクターの活用

（2）競技的スポーツ

- ・ 都民体育大会等出場者への支援
- ・ スポーツ表彰制度の充実
- ・ 大会情報システムの構築

(3) 自然型 (エコロジカル) スポーツ

- ・ 自然体験事業の推進
- ・ ハイキング、林エンテ-リング、サイクリングなどの普及

(4) 交流型 (コミュニケーション) スポーツ

- ・ 姉妹都市とのスポーツ交流の促進
- ・ 他区とのスポーツ交流の促進
- ・ 民間が主催するスポーツ交流事業への支援

(5) 教育的 (エデュケーショナル) スポーツ

- ・ 外部指導者の積極的導入
- ・ 学校部活動活性化への支援
- ・ 地域における部活動の受け皿づくりの推進【再掲】

(6) 身体科学 (テクノロジカル) スポーツ

- ・ 運動処方 の提供
- ・ 民間スポーツ施設の活用

(7) 支えるスポーツ (スポーツ・ボランティア)

- ・ イベントやスポーツ教室への協力者の発掘
(スポーツボランティアの育成)
- ・ 体育指導委員の育成、強化

3 . 自立する (エンパワーメント)

スポーツ的ライフスタイル化に向けての環境整備それぞれの個性と生活スタイルに応じ、多様なスポーツの楽しさ(する・みる・ささえる)を享受しつつ、個人のスポーツ的ライフスタイル化をすすめ、施設のみならずクラブ等の活動と人的交流の拠点をもった自立的スポーツ活動者を増やす。

- ・ 指導者、コーディネーターの育成及び活用等
- ・ 総合型地域スポーツクラブの支援
- ・ NPO 法人の支援と活用
- ・ スポーツ団体の育成活用

4 . つながる (ネットワーキング)

情報、人的、組織的連携体制の推進

スポーツの楽しみを広げるために、個人的・組織的に情報や人的交流を深め、お互いが支えあえるネットワーク化をはかる。

- ・ 民間スポーツ団体及び民間事業者との連携
- ・ 企業や区内大学との連携
- ・ 区内医療機関との連携

第5章 スポーツ振興の重点施策

誰もがスポーツに親しむことのできる、ユニバーサルスポーツを推進し、スポーツ活動の実施率向上のために、スポーツ振興施策を確立する具対策として以下の5項目が必要であると考えます。

- ・総合型地域スポーツクラブへの育成支援
- ・スポーツ施設の建設
- ・スポーツ関係団体・体育指導委員等の連携システムの構築
- ・スポーツ指導者・スポーツボランティアの育成支援・システムの構築
- ・スポーツ振興推進会議（仮称）の設置

・総合型地域スポーツクラブへの育成支援

スポーツを通して得る感動、喜び、向上心、協調性等は、机上で学ぶことのできないものであり、生涯にわたるスポーツライフの大切な一歩です。生涯にわたりスポーツを継続するためには、幼児期の多様な運動経験や児童期・少年期のスポーツ活動を通して、運動の喜びやそれぞれのスポーツ種目の「楽しさ」を知る機会をつくる必要があります。

そのために、児童期・少年期のスポーツの場や機会を増やすと共に高齢者も一緒になって様々なスポーツと触れ合うことのできる環境づくりを構築するために、中学校地域スポーツクラブから、「総合型地域スポーツクラブ」への育成・支援を行います。

また、将来的に総合型地域スポーツクラブを小中学校毎や、今後新しく建設されるスポーツ施設に増やし身近にスポーツができる機会を増やしていきます。

そして、総合型地域スポーツクラブの運営を円滑に進めるために、運営委員は、学校関係者、地域住民、スポーツ関連団体等で構成し、地域住民が自主的に運営できるように区が関わっていきます。さらに、「総合型地域スポーツクラブ連絡会」を創設し、各スポーツクラブのネットワークづくりを行い、情報交換や連絡調整の場として活用させていただきます。

また、総合型地域スポーツクラブの育成・創設を積極的に支援できるようなシステムを構築させます。

・スポーツ施設の建設

子どもから高齢、社会人、障害のある人、初心者から上級者等様々な人たちの多様なニーズに対応したスポーツ環境を整えるために、競技場、プール等を備え健康増進施設の機能を有する総合スポーツ施設を中央・東部・西部地区に配置します。

また、スポーツ施設建設の際には、P F I等新たな民間活力の活用方法について検討するとともに、スポーツ施設の建替えや改修においては、誰でも利用しやすい施設づくりを目指します。

・スポーツ関係団体・体育指導委員等の連携システムの構築

生涯にわたるスポーツ活動を担うスポーツ関係団体・体育指導委員等が、企業や区内にある大学等と連携をとり、指導者活用システムの体制整備・充実を推進しスポーツ指導者の育成・養成を推進します。

また、各種スポーツ団体がスポーツ関係事業の企画、運営、指導者の派遣等の面で連携・協力できるシステムを構築する研究会や連絡協議会を開催し、区との連携システムを深めます。

・スポーツ指導者・スポーツボランティアの育成支援・システムの構築

競技指導者及び生涯スポーツ指導者の人材育成やスポーツボランティアの養成を推進し、スポーツサポーター制を導入します。

活用法としては学校運動部の指導者、地域スポーツクラブやスポーツイベントなどに派遣します。

また、指導者の資質を向上させるため大学などと連携をとってゼミナール方式や大学院方式による指導者養成講習会等を実施するなど、指導者を育成するシステムを作り上げます。

・スポーツ振興推進会議（仮称）の設置

スポーツ振興に関する事項についての調査・検討及び本計画の進捗状況の審査並びに事業評価等を行う機関として、スポーツに関する学識経験者や区民団体等で構成する「スポーツ振興推進会議(仮称)」の設置を検討します

用語の説明

総合型地域スポーツクラブ

いつでも・どこでも・だれでも・いつまでも、スポーツに親しむことができ日常的なスポーツ活動の場として、子どもから大人までまた、高齢者や障害者を含めすべての人が参加でき、地域住民が自ら主体となって運営する、地域に根づいたスポーツクラブ。

パワーリハビリ（高齢者筋力トレーニング事業）

医療用のトレーニングマシンを使って行う筋力運動。体が弱っている人や介護が必要な人が、活動的になる、要介護度が下がる、などの効果がある。

ユニバーサルデザイン

年齢や障害の有無にかかわらず、すべての人々に利用しやすい安全で快適な施設や製品をデザインするという考え方。

指定管理者制度

自治体が設けている公の施設の管理だけでなく運営に付いても株式会社も含めた民間事業者任せにする制度。

N P O

平成 10 年に成立された特定非営利活動推進法によって新たに制度化された特定非営利活動法人。

P F I

公共施設、維持管理、運営などを民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う。